

加工食品の原料原産地表示制度に関する意見

一般社団法人全国消費者団体連絡会

2016.3.31. 共同代表 岩岡宏保

食品表示は、消費者が自主的かつ合理的に食品を選択するための重要な情報源です。食品表示法の基本理念には「消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援を基本とする」「食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮」の2つが記されており、今後の食品表示の拡大にあたっては、この基本理念に沿って検討することが重要と考えます。

また、食品表示一元化検討会報告書では、「個々の食品の容器包装へ表示するためには相応のコストがかかり、それによって食品の供給が制約されることになると、必ずしもそのような情報を求めている消費者が利便を受けることが困難になったり、その負担が増加するおそれがある。このため、消費者にとってどのような情報が真に必要な情報であるか否かよく検証することが必要である。また、表示を義務付ける以上、基本的に、規模の大小を問わず全ての事業者が実行可能なものであるか否か、また、表示内容が正しいか事後的に検証可能なものであるか否かの検討が必要である。」と書かれています。

原料原産地表示制度の検討にあたっては、上記に記されているコストや実行可能性も配慮したうえで、食品表示法の基本理念に沿って、慎重に検討されることを望みます。

1. 消費者ニーズを把握した上で検討を進めるべき

過去における行政の意向調査や日本生協連のアンケートの実績などからも、原料原産地表示についての消費者のニーズは一定ボリュームがあると読み取れます。しかし、そのニーズがどういったものなのかを理解した上で、原料原産地表示の拡大は優先すべき課題であるか否かの確認が必要だと思われれます。

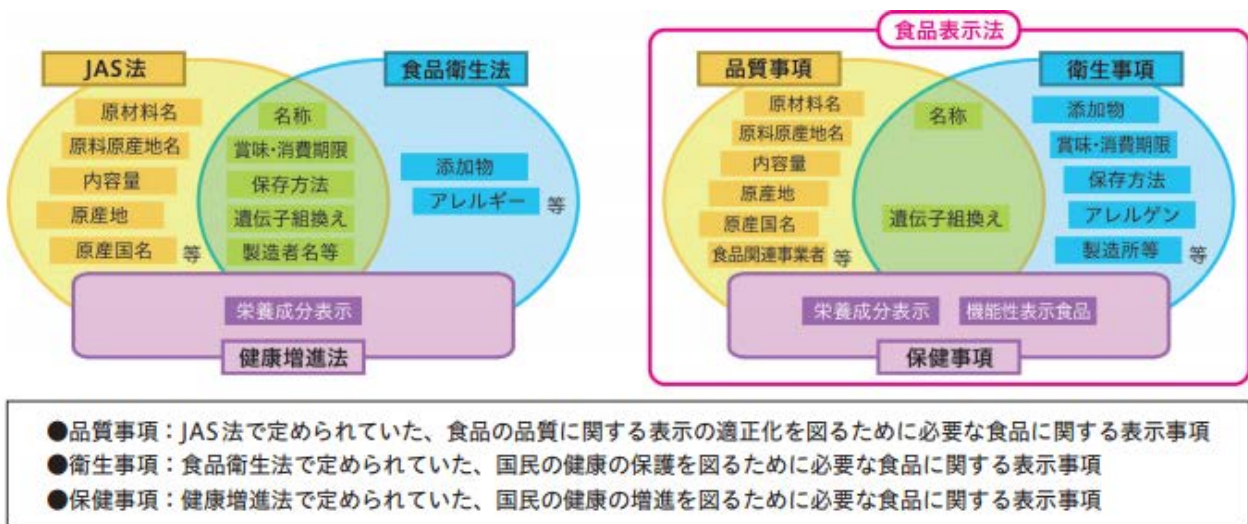
2. 原料原産地表示を選定する際の基本的な考え方について

原料原産地表示の義務表示対象品目を選定するに当たっては、これまでは2つの要件「原産地に由来する原材料の品質の差異が加工食品としての品質に大きく影響されると一般に認識されるもの」「重量割合50%以上」によって定められてきました。食品表示法によって、3つの法律が1つになりましたが品質の要件は無くなったわけではなく、表示事項は品質、衛生、保健の3つに分けられており、原料原産地表示名は品質事項に当たります（下図）。したがって、「国産だから安全・安心」という考え方は、これまでどおり科学的根拠に基づくものではなく、原料原産地表示は消費者が食品の品質を判断するためのものであると考えます。品質要件はこれまでどおり維持したうえで、そこから原料原産地表示の拡大を検討するべきです。

ただし、現在、原料原産地表示が義務付けられている 22 食品群ならびに 4 品目では、消費者にとって納得のいかないものが数多くあります。たとえば、畜産加工品で「表面をあぶったもの」は原料原産地表示が義務付けられるのですが、加工度が高くなると義務化の対象とならないような事例があります。「牛のたたき」は義務、「ローストビーフ」は任意、となるような事例です。

まずは、このような事例から見直すべきであり、「要件 I：原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品の品質に大きく反映されていると認識されている加工食品」のうち、現在の 22 食品群ならびに 4 品目を見直すべきだと考えます。

また、「重量割合 50%以上」の要件も引き続き残すべきです。原材料 1 位、2 位とすると、2 位のものが極端に低いものでも原産地表示をしなければならず、事業者の実行可能性が低いと考えるからです。



(東京都 食品表示法食品表示基準手引編より)

3. 「自主基準」消費者に分かりやすく情報提供を

各事業者や各業界団体の原料原産地表示の自主的取組をさらに充実していただき、表示範囲が広がることは、消費者にとって歓迎することです。あわせて、法令が求めている以上の「自主基準」の考え方・表示例・商品への直接表示以外の情報開示方法など、消費者に分かりやすく情報提供していただくことを望みます。

4. 今まで検討されてきた 3 つの案について

①切り替え産地を列挙する可能性表示は、消費者の誤認につながるものになると考えます。消費者の自主的な選択につながらず、消費者の権利が尊重されるものにもはならないと思いますので反対します。

②「国産」・「外国産」又は「輸入」といった大括り表示で、「輸入」とだけ表示して原産

国を表示しないのは、果たして消費者が知りたいことにつながるか疑問です。そもそも国産の原材料を使用しているものは、任意で（国産）と表示してあり、他の商品と差別化している事例がほとんどという実態であると認識しています。消費者は任意表示で（国産）を選ぶことが出来ていると思います。また、少しでも国産を使った場合は「国産」・「外国産」と表示され、（世界中）という意味にもなり、消費者の選択にもつながりません。そのための表示スペースも必要でコストもかかります。それでも大括り表示を導入するのであれば、消費者の選択に資する意味のある品目があるかどうか検討したうえで、品目ごとに検討すべきだと思います。また、現状の 22 食品群ならびに 4 品目は「輸入」でもよいのか、品目ごとの検討が必要です。

③輸入中間加工品の原料原産地表示は、海外原材料メーカーが原料原産地情報を保有していないことが多い中で貿易障壁につながり、義務化は困難と考えます。それでも義務化すれば、原材料の調達が困難になり、コストアップとなり消費者に跳ね返ります。また、現状から言えば、輸入食品は原産国表示でよいので国内製造品と表示義務のうえで差が生まれています。これ以上、原料原産地表示を拡大すれば、その差が広がり、食品会社の海外移転への動機のひとつとなり、国内産業が空洞化することにもつながりかねません。この点からも慎重に考えるべきだと思います。

5. 消費者・消費者団体から広く意見を

本検討会での議論を取りまとめる前に、消費者・消費者団体から広く意見を聞く場を設定することを求めます。

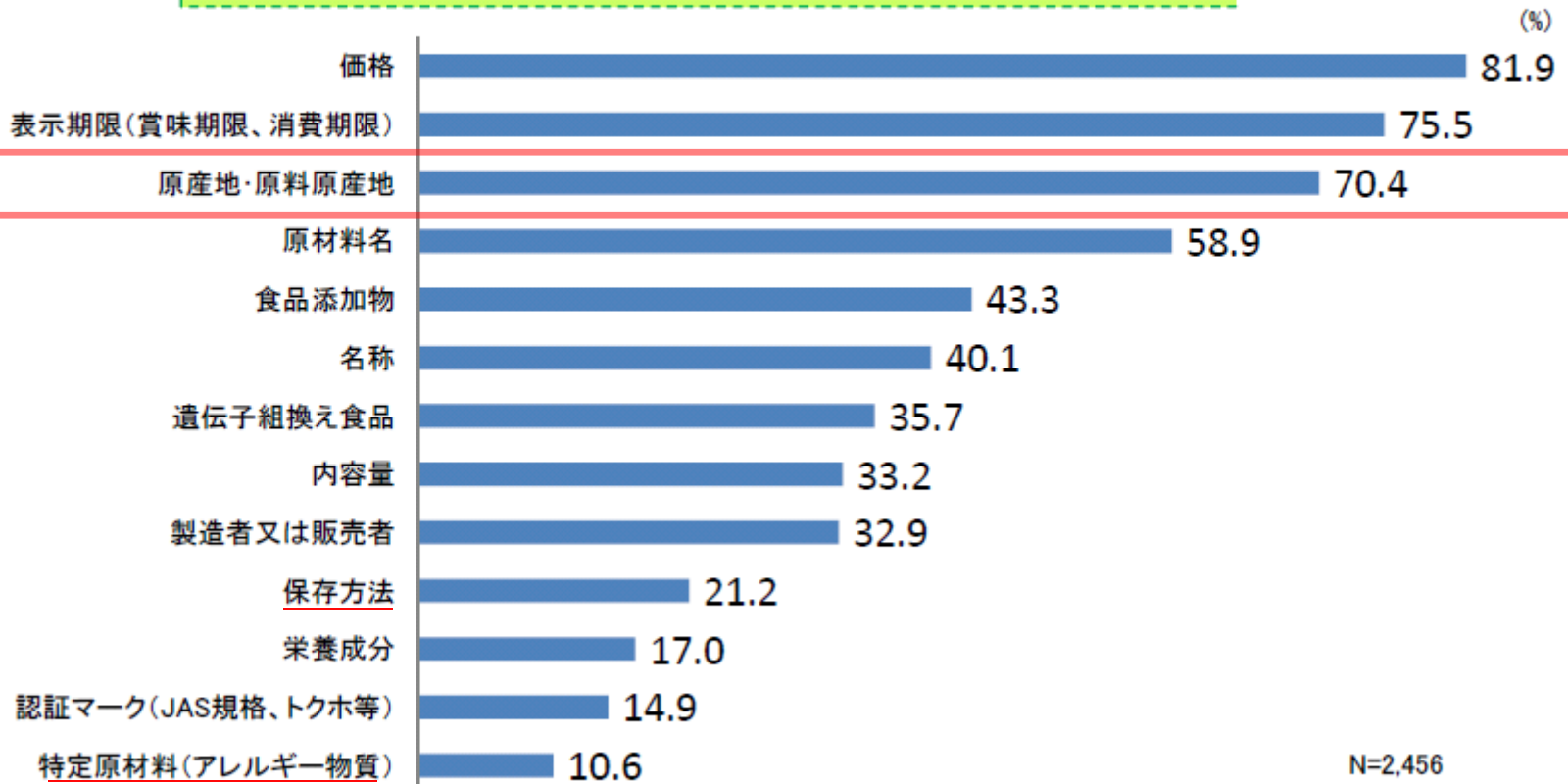
以上

消費者の関心（表示事項の優先度について）

過去の消費者意識調査に見る「消費者の表示確認割合」については以下のとおり。

消費者が表示を確認する割合

食品を購入する時に、食品に表示されたどの項目を見ているか（複数回答可）



平成22年度に埼玉県が県政サポーター4,136名に実施したアンケートより（回答率59.4%）

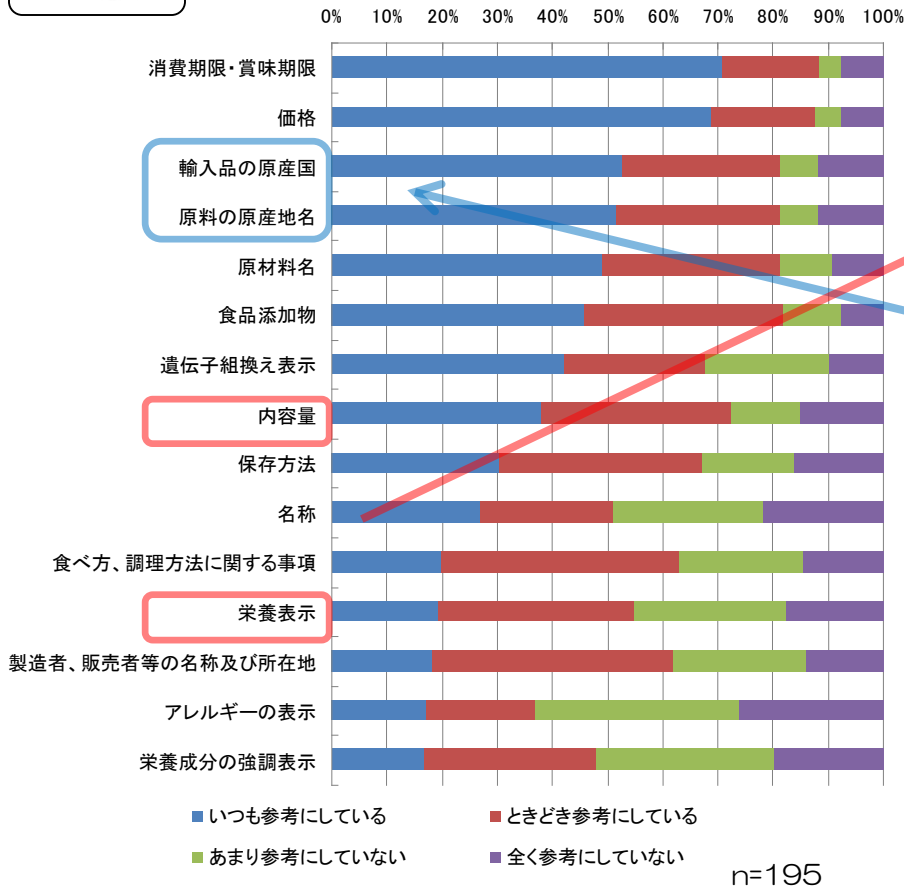
N=2,456

食品表示に関するアンケート

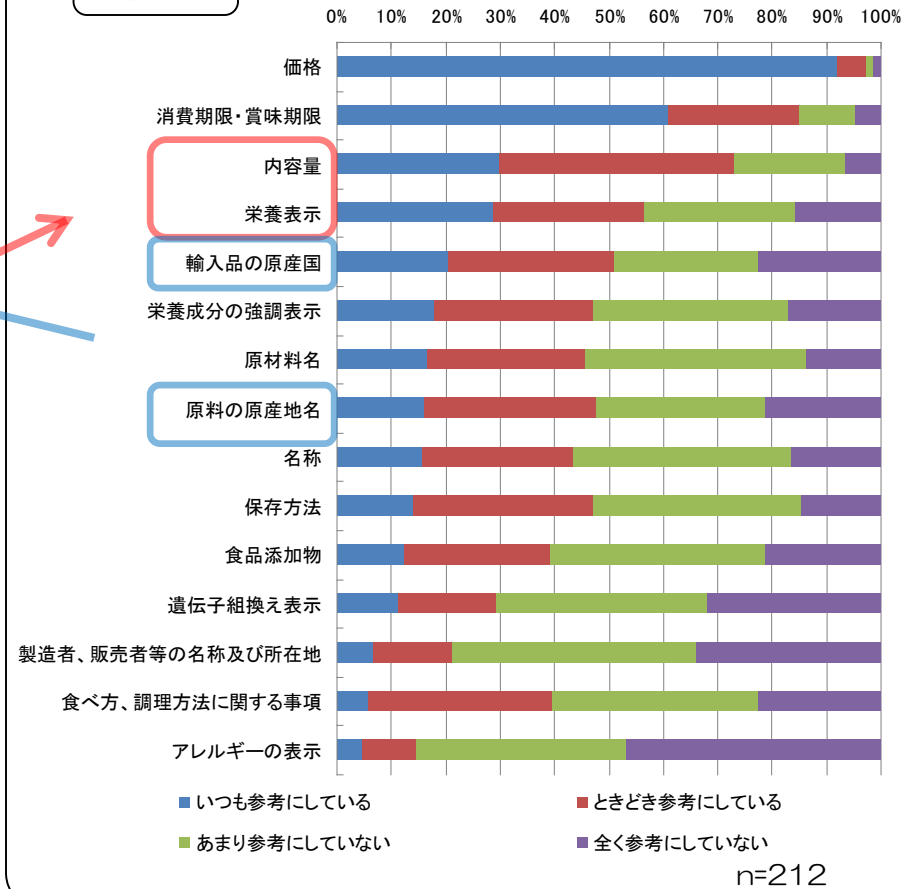
※アンケートは
2012/05-08にかけ
生協にて実施

Q. あなたは、加工食品を購入する際、以下に示す食品表示の項目を、商品選択（買うか買わないかを定める）のために、どの程度参考にしていますか。

一般



学生



期限表示と価格以外は年齢・性別・個人の思考などに影響するのか。原料原産地表示に関しては一般は3番目にきているが学生は順位が低い。学生は3番目が内容量と栄養表示となっている。